

新 旧 対 照 表

第 3 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第11条の4 《被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>（除却される資産の損失に対する補償金）</p> <p><b>11の4-3</b> ……、当該資産の損失に対する同法第78条第1項の<u>規定による</u>補償金を取得するときにおける当該補償金とは、……。</p> <p>……。</p> <p><b>第11条の6 《被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例》関係</b></p> <p>（居住の用に供していた家屋の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用）</p> <p><b>11の6-1</b> 震災特例法第11条の6第2項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第5項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）の所有者であった者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（同条第2項又は第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、……、当該居住不能家屋等を被相続人が震災特例法令第13条の5第2項に定める日から引き続き所有していたものと、震災特例法第11条の6第2項又は第5項に規定する「居住の用に供することができなくなった時の直前」において当該居住不能家屋等の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなした上で、……。</p> <p>（注）……、震災特例法第11条の6第2項及び第5項の適用がないことに留意す</p>	<p><b>第11条の4 《被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>（除却される資産の損失に対する補償金）</p> <p><b>11の4-3</b> ……、当該資産の損失に対する同法第78条第1項に<u>規定する</u>補償金を取得するときにおける当該補償金とは、……。</p> <p>……。</p> <p><b>第11条の7 《被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例》関係</b></p> <p>（居住の用に供していた家屋の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用）</p> <p><b>11の7-1</b> 震災特例法第11条の7第2項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第5項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）の所有者であった者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（同条第2項又は第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、……、当該居住不能家屋等を被相続人が震災特例法令第13条の6第2項に定める日から引き続き所有していたものと、震災特例法第11条の7第2項又は第5項に規定する「居住の用に供することができなくなった時の直前」において当該居住不能家屋等の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなした上で、……。</p> <p>（注）……、震災特例法第11条の7第2項及び第5項の適用がないことに留意す</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p><b>(居住用財産の所有期間の判定)</b></p> <p><b>11の6-2</b> 震災特例法第11条の6第5項の規定により、……、第41条の5又は第41条の5の2の規定を適用する場合の震災特例法第11条の6第5項に規定する旧家屋及び当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の所有期間の判定については、次による。</p> <p>(1) ……、震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人が同項の被相続人が取得をした日(当該旧家屋が当該被相続人に係る震災特例法令第13条の5第2項各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日)に取得をしたとみなして、……。</p> <p>(2) ……。</p>	<p>る。</p> <p><b>(居住用財産の所有期間の判定)</b></p> <p><b>11の7-2</b> 震災特例法第11条の7第5項の規定により、……、第41条の5又は第41条の5の2の規定を適用する場合の震災特例法第11条の7第5項に規定する旧家屋及び当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の所有期間の判定については、次による。</p> <p>(1) ……、震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人が同項の被相続人が取得をした日(当該旧家屋が当該被相続人に係る震災特例法令第13条の6第2項各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日)に取得をしたとみなして、……。</p> <p>(2) ……。</p>